

緩衝帯等整備事業実施基準

制定	平成30年	3月30日	森一3174
改正	平成31年	3月27日	森一3043
改正	令和 5年	3月31日	森一3389

第1 趣 旨

この基準は、安全・安心な森整備事業のうち、緩衝帯等整備事業（以下「事業」という。）における調査・測量や森林整備等の実施に関し、安全・安心な森整備事業実施要領に定めるほか、事業の適正な執行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

第2 内 容

1 調査・測量

(1) 森林確認調査

以下の事項を実施のうえ森林確認調査成果表（様式第1号）を作成する。

ア 現地調査 事業計画地にて、森林所有者の把握及び特定作業を行い、必要に応じ、同意書（様式第2号）の提出を得る。また、隣接する森林以外の箇所を実施面積に含める場合も同様とする。

イ 境界確認 事業計画地にて、森林所有者とその隣接者に対し境界立会を求め、境界の確認を行うとともに、杭等により境界を判断できる目印を設置する。

ウ 周囲測量 以下の事項を実施のうえ測量野帳（様式第3号）及び施業図（様式第4号）を作成する。ただし、他の成果品が存在する場合は必要としない。

(ア)面積の確定 本事業計画地の整備区域外周をポケットコンパス等により測量する。縮尺は1ha未満を1／1,000、1～5ha未満を1／3,000、5ha以上を1／5,000とし実測図面を作成するものとする。
面積の計測はプランメーター等を用いて算出する。除地（1箇所0.01ha以上）があるときは測定の上施業図に図示し、差し引いたうえで面積数値を小数点第2位まで単位はヘクタールにて算出するものとする。

【参考】「調査・測量」携帯品

- ・地図類（位置図、森林計画図等）
- ・樹木調査機器（輪尺、測高器等）

- ・測量機器（ポケットコンパス、ポール、巻尺等）
- ・調査資材（調査野帳、筆記用具、木材チョーク、ナンバーテープ、杭等）
- ・その他（デジタルカメラ、樹木・植物図鑑、ナタ・ノコ等）

2 森林整備

（1）基本的な考え方

本事業は、住宅地周辺や道路沿い等で、手入れ不足等により藪化・過密化している森林を藪払い等の実施により、林内環境の改善を目標とし、森林整備による野生動物の出没抑制や森林の保全、景観の向上を目的としている。

なお、本事業における緩衝帯は、森林の保全の観点から皆伐を行わず、下層植生の下刈やつる切り、植栽木の枝打ちや枯損木等の除去により過密化した森林の光環境を改善し、良好な景観の保持を図るものである。

（2）実施方法

事業実施主体は、森林整備の実施にあたっては、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 下刈

下刈の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 11 下刈りの 4 実施方法により実施しなければならない。

イ 除伐

除伐の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 15 除伐の 5 実施方法に定めるもののほか、次により実施しなければならない。

- 植栽木等に巻き付いているつる類は、これを切り離し、残存木の生育に支障のない箇所に取り除く。
- 被圧され生長が見込めない下層木、胸高直径 10cm 以下の雑木、あばれ木等を適宜伐採する。

ウ 枝打ち

枝打ちの実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 14 枝打ちの 5 実施方法に定めるもののほか、次により実施しなければならない。

- 植栽木の林齢は問わない。
- 目線を遮る枝等を除去する必要があるため、枝下高 2 m 以上となるように実施する。
- 見通しを良くするため、林縁部での枝打ちも実施する。
- 植栽木以外の雑木等も同様に実施する。

エ 整理伐

整理伐の実施にあたっては、秋田県造林施業等実施基準 20 整理伐の 5 実施方法に定めるもののほか、次により実施しなければならない。

a 樹木に巻き付いているつる類は、これを切り離し、樹木の生育に支障のない箇所に取り除く。

b 被圧され生長が見込めない下層木、胸高直径 10cm 以下の雑木、あばれ木等を適宜伐採する。

(3) 実施管理

ア 出来形管理（枝打ち）

10m×10m の標準地を設定し、実施本数を管理する。標準地の位置を記載した施業図及び森林計画図、さらに標準地内の実施木を記載した見取り図を作成し出来形管理表（様式第 5 号）に添付し保管するものとする。

標準地の設置箇所数及び管理規格値は次表のとおりとする。

整備面積	設置箇所数	出来形管理規格
1 ha 未満	1 箇所以上	枝打ち本数
1 ha 以上 3 ha 未満	2 箇所以上	：設計数値以上
3 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上	枝打ち高規格
5 ha 以上	5 ha を超える毎に 1 箇所毎追加	：設計数値以上

イ 出来形管理（整理伐）

10m×10m の標準地を設定し、伐採本数率を管理する。標準地の位置を記載した施業図及び森林計画図、さらに標準地内の残存木及び伐採木の位置を記載した見取り図を作成し出来形管理表（様式第 6 号）に添付し保管するものとする。

標準地の設置箇所数及び管理規格値は次表のとおりとする。

整備面積	設置箇所数	出来形管理規格
1 ha 未満	1 箇所以上	計画値の－ 5 %
1 ha 以上 3 ha 未満	2 箇所以上	
3 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上	
5 ha 以上	5 ha を超える毎に 1 箇所毎追加	

ウ 写真管理

必要事項を記載した小黑板を文字が判読できるように被写体とともに写し、写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

(7) 施工箇所

- ・ 施工箇所の全景（撮影が困難な場合は数カ所から撮影）

(4) 施工管理

- ・ 施工中の状況
- ・ 生分解性オイルの使用状況（整理伐）

(ウ)出来形管理

- ・ 施工前及び施工後の写真（原則同一構図）
- ・ 標準地の設置状況（枝打ち、整理伐）

(エ)安全管理

- ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
- ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況

(オ)撮影基準

- ・ 施工前及び施工後の状況 2 ha 毎に 1 箇所以上
- ・ 標準地の設置状況 設置箇所数
 - ・ 枝打ちの状況（枝打ち） 樹種毎 1,000 本に 1 箇所以上
 - ・ 伐採の状況(整理伐等) 2 ha 毎に 1 箇所以上

3 普及啓発

- (1) 事業実施主体は、普及啓発の実施にあたり、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 実施方法

内容が普及啓発の目的に合致することを十分確認のうえ実施するものとする。

イ 実施管理

(ア)出来形管理

看板について寸法規格等適切な管理のもと実施しなければならない。寸法規格等の管理規格値は設計数値以上とする。

(イ)写真管理

必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し、写真管理にあっては以下のとおり整備し保管するものとする。

a 施工箇所

- ・ 全景

b 施工管理

- ・ 施工中の状況

c 出来形管理

- ・ 施工前及び施工後の写真（原則同一構図）

d 安全管理

- ・ 作業前のミーティング、安全教育状況
- ・ 作業員の服装及び安全具の装備状況

e 撮影基準

- ・看板基数毎に1箇所以上とする。

4 処分

- (1) 事業実施主体は、整備後のツルや灌木等の処分については現場内処理を基本とするが、景観に支障を来す場合等は、産業廃棄物等の処理を別途計上できるものとし、産業廃棄等処理明細書（様式7号）を整備し、受伝票等を添付すること。なお、次項に従ってこれを実施しなければならない。

ア 実施方法

整備後のツルや灌木等の処分が必要かを現地で十分確認のうえ実施するものとする。

イ 写真管理

写真管理にあつては以下のとおり整備し保管するものとする。

a 施工箇所

- ・施工箇所の遠方からの全景（撮影が困難な場合は数箇所多方向から撮影）

e 撮影基準

- ・搬出及び運搬の状況 現場搬出及び処理場搬入状況を2枚以上

第3 その他

自然環境に最大限配慮するため、チェーンソー等に使用する潤滑油はエコマーク認定の生分解性オイルを使用するものとする。

第2の3普及啓発を実施しない場合、整備完成後は簡易的な標柱等（規格は任意とする。）を設置し、事業の実施箇所の保全及び普及啓発に努めるものとする。

第4 雑則

この基準に定めるもののほか、必要事項は別に定めるものとする。

附則 この基準は、令和 5年 4月 1日から施行する。